

堺市公設防犯カメラ機器賃貸借（リース）仕様書

堺市公設防犯カメラ機器賃貸借（リース）に係る仕様書は、次のとおりとする。

第一 総則

1. 目的

市内で発生する犯罪の未然防止や市民の安全確保、事件事故の早期解決を図るために、平成 23 年度に設置した防犯カメラを更新し、犯罪のない安心して暮らせる良好な地域社会を実現する。

2. 概要

平成 23 年度に堺市内に設置した防犯カメラの取替を行い、その映像を無線 LAN の通信方式により、システムを構成する専用端末機器(タブレット型パソコン)に送信するとともに、防犯カメラに付属する記憶媒体に記録することが可能な防犯カメラシステムを整備する。なお、本仕様書における防犯カメラとは、無線 LAN（Wi-Fi）方式の性能を有し、録画装置一体型となった防犯カメラ機器をいう。

3. 設置場所

仕様書別冊「設置機器・設置場所一覧表」参照

なお、設置場所等に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議をするものとする。

4. 設置機器・台数等

（１）録画装置一体型屋外用防犯カメラ 1 方向撮影型 5 台

（２）録画装置一体型屋外用防犯カメラ 2 方向撮影型 15 台

※ 2 方向撮影型カメラの設置を予定している場所については、1 方向撮影型カメラを 2 台設置することも可とする。なお、その際の具体的な設置場所・方法については、別途発注者と受注者が協議を行うものとする。

（３）告知板（表示板）14 枚及び予備 2 枚、告知板（ステッカー、曲面对応用）25 枚及び予備 5 枚、告知板（ステッカー、カメラ本体用）20 枚及び予備 5 枚

5. 賃貸借期間

令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日まで

6. 設置期限

令和 7 年 2 月 28 日までにすべての防犯カメラの取替及び動作確認を完了すること。

7. 現場の事前確認について

入札前に現場確認を行う場合は、事前に市民協働課の担当者に連絡し承認を得ること。

第二 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、堺市が発注する「堺市公設防犯カメラ機器賃貸借（リース）契約」の契約内容について必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定めるものである。

2. 適用基準

本仕様書において指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。

3. 提出書類

（１）契約締結後、作業前に速やかに計画書を提出すること。

（２）計画書の内容に変更が生じた場合、発注者へ報告・協議のうえ、必要に応じて、変更内容を反映した、変更計画書を提出すること。

（３）設置完了後、速やかに次の書類を提出すること。

・完成図書（設置場所一覧表、詳細図、写真等）、取扱説明書及びこれらに係る電子データ

4. 報告・連絡

受注者は、設置作業の進捗状況について、必ず口頭又は電話等により、適宜発注者に報告すること。また、発注者と緊密な連絡を図り、設置作業全般の責にあたること。

5. 官公署・電力会社等への手続き

防犯カメラ機器の設置及び稼働に必要な官公署・電力会社等への手続きについては、占用申請等の各種手続

を含めて受注者の責任において遅滞なく行うこと。なお、諸手続きに要する費用（調査・設計費）はすべて受注者の負担とする。また、信号柱への設置にあたり、必要に応じて事前に大阪府警察本部交通規制課と協議・調整を行うこと。

6. 品質・規格

防犯カメラの機器及び運用に必要な物品等については、全てそれぞれ用途に適合する欠点のないもので、かつ全て新品・未使用品とし、日本工業規格（JIS）、国際標準化機構規格（ISO）等の公的な規格に定めのあるものについては、当該規格に準拠したものとする。

7. 設置に伴う作業内容及び留意事項

- (1) 受注者は、発注者と施工前に下記の事前協議を十分行うこと。
 - ア 防犯カメラ機器の設置方法・位置等に関すること。
 - イ 設置日時等に関すること（作業日の1週間以上前を目安とする）。
 - ウ その他検討を要する事項に関すること。
- (2) カメラの設置・撤去にかかる電気関係の作業については、電気工事士の有資格者が行うこと。
- (3) 設置時について、事故や周辺住民等（公園利用者含む）とのトラブルが起きないように留意し、事前に適切な措置をとること。
- (4) 作業によって通行等に支障をきたさず、かつ、周辺区域の住民等に迷惑をかけないように十分留意すること。また、作業中の苦情等は受注者の責任において解決すること。
- (5) 受注者は、作業にあたり必要な保安資機材を活用するとともに、必ず保安要員を配置し、第三者の生命・身体に危害又は工作物、埋設物及び植栽等に障害、損傷を与えぬよう、細心の注意を払うこと。
- (6) 作業中に第三者の生命身体に危害又は工作物、埋設物及び植栽等に障害、損傷を与えた場合は、受注者は人命救助措置を行った後、現場の状況を発注者に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、受注者の責において復旧や補償を行うこと。
- (7) 防犯カメラ機器の設置に伴う配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材及び防犯カメラ機器取付け金具等の必要な部材及びその経費等については、受注者の負担とする。
- (8) 防犯カメラ機器の更新に伴い、既設防犯カメラや不要となる既設付属機器類（収納ボックス、レコーダー、SDカード等）については、撤去し、段ボールに梱包の上、発注者が指示する堺市役所本庁舎の倉庫へ運搬すること。
- (9) 設置箇所の変更を伴わない場合は、既存の配線経路をできる限り活用すること。
- (10) 仕様書別冊「設置機器・設置場所一覧表」に記載の設置場所への設置が困難な場合は、発注者と協議の上、設置場所の変更を行うものとする。なお、設置場所の変更に伴う費用（支障となる施設の移設や撤去・復旧及び電力会社等所有の柱への設置に係る調査結果により、設置場所を変更する際の再調査に係る費用を含む）については、受注者が負担すること。
- (11) 地元住民等の申出により、画像の確認やマスキングの消去・再設定などが必要な場合は、必要な措置をとること。
- (12) 作業は原則として平日9時から17時までとする。土日祝日、年末・年始、平日の左記の時間外に作業を行う場合は、事前に発注者へ申出を行うこと。
- (13) 本仕様書に明記しないものであっても、防犯カメラの設置及び撤去作業にあたり、当然必要となる付随作業等については、受注者の負担において行うこと。
- (14) 防犯カメラの設置に際しては、強風や暴風に耐えうるよう、配線や付属物も含めて確実・堅牢に施工すること。

8. 作業完了時

- (1) 作業完了後、受注者は、『第二 一般事項 3. 提出書類（3）』の必要書類を発注者に提出し、完了報告を行うこと。
- (2) 受注者は、作業完了後に、発注者から補修等の指示があった場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

9. 費用負担

次の費用については、すべて受注者が負担すること。

- (1) 防犯カメラ機器等の搬入、搬出に係る費用。
- (2) 防犯カメラ機器等の設置、撤去、調整及び検査等に係る費用（電力会社等所有の柱への設置に係る費用を含む）。
- (3) 防犯カメラ機器設置後の保証業務、防犯カメラ機器の移設、事故等による損傷の対応に係る費用。

第三 防犯カメラ機器仕様（基本機能）等

1. 防犯カメラ

(1) 防犯カメラ

防犯カメラは屋外設置可能なドーム型構造のハウジング一体型であり、無線 LAN（Wi-Fi）方式で映像を専用端末機器(タブレット型パソコン)に伝送することができる機器とする。

なお、公益社団法人日本防犯設備協会が制定・運用している優良防犯機器認定制度（RBSS 制度）で認定された防犯カメラ機器とし、防犯カメラ認定基準 2018 年版にある共通機能（必須事項）及び高度機能 5.2.1 最低被写体照度を取得しており、かつ、以下の仕様基準を満たす機器とする。また、記録一体型屋外用として認定されている機器であることとする。

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ部 (固定)	撮像素子	1/3 型相当 CMOS 又は MOS
		有効画素数	200 万画素以上
		最低被写体照度	カラー：0.1 ルクス以下 白黒：0.01 ルクス以下
	ハウジング部	形状	屋外に設置することを考慮した形状、塗色、強度、材質であること。
		防塵防水性	IP66 以上
	その他	・ワイドダイナミックレンジ機能を有すること。 ・屋外用として使用できる耐環境性能を有すること。 ・マスキング機能を有すること。	

(2) 映像無線伝送装置（無線 LAN（Wi-Fi）方式）

周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、5.6GHz 帯を使用する装置を基本構成とし、設置環境によって 5.6GHz 帯の伝送が実現できない場合は、別途協議し対応することとする。また、無線伝送に必要な帯域を十分に確保すること。また周囲に影響が出ないよう、リモコン等で ON/OFF できる機能を有すること。

(3) 映像記録装置

映像記録装置は設置する防犯カメラの映像情報を、デジタル信号にて蓄積する装置で静音設計とすること。録画映像の再生時（コピー後の映像を含む）に撮影日時が表示される機能を持つこと。GPS による標準時刻に同期して記録する機能を有する構成とすること。

録画データをダウンロードする前に映像が再生できること。

区分	品目	記 事	
本体	カメラ内蔵メモリ	容量	防犯カメラの映像を同時かつ標準解像度において、毎秒 10 枚以上記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、7 日間以上記録できる容量を有すること。
	記録方法	画像解像度	1920×1080 以上
		圧縮方式	H.264、H.265、JPEG 又は MPEG に対応すること。
	通知機能	機器異常時	故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを容易に確認できる機能を有すること。

(4) 参考品番

①株式会社プロテック PROA112-IRA 又は PROA112-CA

②TOA 株式会社 G-R211-1

※同等品申請をする場合は、令和 6 年 11 月 5 日（火）午後 5 時までに、その製品のカタログ及び仕様書を提出すること。

(5) その他

市民人権局 市民生活部 市民協働課及び各区自治推進課所有の Wi-Fi 子機（BUFFALO WI-U2-300DS（16 台）、BUFFALO WI-U3-866DS（8 台）、BUFFALO WI-U2-300D（3 台）について、必要に応じて、当該設置防犯カメラと接続可能な状態に設定すること。なお、設定に必要な当該 Wi-Fi 子機の

情報については、別途通知する。

(6) 機器の統一

機器は、撮影型（1方向・2方向）の種類ごとに、それぞれ同一製造会社の同一型番又は品番のものとする。

2. 告知板等

(1) 告知板等の種類

- ア 告知板（表示板）14枚及び予備2枚
- イ 告知板（ステッカー、曲面对応用）25枚及び予備5枚
- ウ 告知板（ステッカー、カメラ本体用）20枚及び予備5枚

(2) 材質等

- ア 告知板（表示板）について、材質はアルミニウム合板等とする。なお、雨風雪や直射日光による変色、変質に耐えうるものとし、バンドや金具等により取付け可能なものであること。
- イ 告知板（ステッカー）について、材質は、塩化ビニール等とする。なお、雨風雪や直射日光による変色、変質に耐えうるものとし、バンドや金具等により取付け可能なものであること。また、カメラ本体用については、シールタイプで機器へ貼り付け可能なものであること。
- ウ その他、形状、寸法及び告知内容等は、別紙「告知板等の仕様」のとおりとする。なお、詳細については、発注者と事前に協議すること。

(3) 取付場所

防犯カメラ設置場所近辺で、告知板等を取り付けること。設置箇所については、事前に発注者と協議の上、決定すること。既設の告知板については、撤去し、段ボールに梱包の上、発注者が指示する堺市役所本庁舎の倉庫へ運搬すること。

(4) 費用等

- ア 設置する告知板の作成、設置費用、既設の告知板の撤去費用、運搬費用については、受注者が負担するものとする。
- イ 設置した告知板等が破損した場合は、それを撤去し、新しい告知板等と交換すること。

第四 システムの仕様

1. 概要

防犯カメラの映像を24時間撮影・記録できるものとし、必要に応じて指定する防犯カメラの記録映像を再生及び外部記録媒体に保存（再生に必要なアプリケーションを含む）できるものとする。

2. システムの条件

(1) システムの保証

設置するシステムについては、日本国内に修繕拠点を有し、国外に持ち出すことなく修繕できる製品を採用すること。また、システムの瑕疵については、対処を行うこと。

(2) 防犯カメラと専用端末機器との接続構成

防犯カメラと専用端末機器との接続の構成については、5.6GHz帯での無線LAN（Wi-Fi）方式による接続とし、維持経費等を考慮した接続構成で、受注者が最適なシステムを設計すること。映像・制御の伝送は、映像のモニタリング及び防犯カメラ操作をする際に回線側の速度不足がないことを条件とする。

(3) 作動条件

屋外に設置する防犯カメラ機器は、以下の条件で動作すること。

- ア 使用温度 -10℃～50℃
- イ 湿度範囲 80%以下
- ウ 耐風性能 強風や暴風時に支障なく作動

(4) 防犯カメラ機器構造

屋外に設置する防犯カメラ機器は、以下の条件を満たす構造であること。

- ア 防犯カメラ機器の電源供給回路にあたっては、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。
- イ 防犯カメラ機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また他の機器から電気雑音によって誤作動をしないこと。

- ウ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。
- (5) 耐震
設置する防犯カメラ機器については十分な耐震対策を講じること。
- (6) 使用電源
設置箇所の変更を伴わない場合は、既設防犯カメラと同じ電源を使用すること。設置箇所の変更を伴う場合は、使用する電源電圧はAC100Vとする。また、防犯カメラに供給する電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合は、分電盤から独立した系統とするなどし、併設する機器に影響を与えないようにすること。
- (7) 運用時間
本システムは、24 時間 365 日連続運用とする。
- (8) セキュリティ
本システムにおいて扱う録画データ等については、次に示すとおり、通信を行う防犯カメラ機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。
ア 防犯カメラはステルス機能及び WPA2-PSK (AES) 機能を有し、第三者による無線 LAN (Wi-Fi) の不正アクセスを防止する処置を講ずること。
イ 記録媒体は鍵等で保護され、第三者が容易に取出しできない機能を有すること。
ウ パスワードの設定及び暗号化により、録画データを第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。
エ 防犯カメラと専用端末機器とのアクセスログを記録する機能を有すること。
オ 防犯カメラは特殊ネジで固定され、防盜性能に優れたものとする。
カ 上記のセキュリティ対策が侵害された場合、最新のセキュリティ機能を導入するなどの適切な措置を行うこと。
- (9) 専用端末機器について
市民協働課及び各区役所が管理・運用する専用端末機器において、今回設置する無線 LAN (Wi-Fi) 方式防犯カメラにて収集される映像情報のモニタリング、防犯カメラの制御及び映像が記録された媒体等に蓄積された映像情報を再生・検索を可能とするよう、設定等を実施すること。なお、市民協働課及び各区役所が管理・運用する専用端末機器は、別紙「専用端末機器一覧」のとおりとする。

第五 防犯カメラ機器設置後の対応

1. 保証業務

- (1) 受注者は、防犯カメラ機器の設置後から賃貸借期間終了までの間、設置した防犯カメラ機器が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 設置した防犯カメラ機器に関して、受注者において統一された受付・対応を行うこと。
- (3) 受注者は、防犯カメラ機器の不具合を発見したとき又は通報を受けたときは、速やかに状況を確認し、修繕等の必要な措置をとること。
- (4) 受注者は、修繕作業が完了したときは、報告書により発注者に報告し、台帳に記載すること。
- (5) 賃貸借期間中継続して、防犯カメラ機器に動産総合保険を付すものとし、防犯カメラ機器の不具合が不可抗力（落雷による自然災害も含む）によるものと判断した場合でも、受注者が修繕を行うものとする。
- (6) 受注者は、修繕等のために録画装置より外部に取り出した画像については、確実に削除すること。また、機器から知りえた情報については機密を保持し、一切外部に漏らさないこと。
- (7) 受注者は、年 1 回、設置した防犯カメラ機器について、記録映像の再生、外部記録媒体への保存、専用端末機器との無線 LAN (Wi-Fi) 方式による接続が正常な状態であることを確認し、報告書により発注者に報告すること。
- (8) 設置後、防犯カメラ機器の移設等が必要となった場合は、発注者と受注者で対応について協議すること。
- (9) 本仕様において製造又は改造したソフトウェアの瑕疵については、修正及び対処を行い、関係するドキュメント等を発注者に提出すること。
- (10) 機器及びソフトウェアについては、OS の変更に伴う保守及び改修に必要な情報を事前に発注者に提供すること。
- (11) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めること。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担すること。

2. 事故等による損傷の対応

事故等により、本仕様書による賃貸借物件が一般交通に支障を及ぼしている場合は、受注者がその撤去を速やかに行うものとする。撤去した防犯カメラ機器の復旧については、事故当事者との交渉やその費用を含め、受注者が行うものとし、復旧した防犯カメラ機器については、受注者が引続き管理すること。事故等による損傷の対応については、防犯カメラ機器の設置後から賃貸借期間終了までの間において適用される。

3. 賃貸借期間終了時

賃貸借期間終了時は、発注者の受注者に対するすべての債務の履行後、受注者は発注者に対して機器等一式を無償で譲渡するものとする。

第六 その他

1. 様式

報告書等の様式については、発注者と協議を行うこととする。

2. 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うこととする。

3. 担当課

堺市市民人権局 市民生活部 市民協働課

担当：地域安全係 熊野（クマノ）

TEL：072-228-7405 FAX：072-228-0371 E-mail：shikyo@city.sakai.lg.jp

【別紙「告知板等の仕様」】



壁面、フェンス等の平面に取り付ける
告知板（表示板）

電信柱、信号柱、建柱ポール等の曲面に
取り付ける告知板（ステッカー）

- 記載内容は「防犯カメラ作動中」、「堺市」及び「市章」とする
- フォントは「MSゴシック」とする
- 文字は「黒字」とする
- 市章は堺市が指定する「市章・規定色（ブルー）」とする
- 「防犯カメラ作動中」の文字は文字高を約40mmとする

【別紙「専用端末機器一覧」】

所管	端末名・型番
市民人権局 市民生活部 市民協働課 (警察署配備分含む)	・Microsoft Surface Pro FJU-00016 (3 台) ・Microsoft Surface Pro7+ PVQ-00014 (1 台) ・Dynabook A6BCHSF8LA21 dynabookB65/HS (2 台) ・Dynabook A6BCHWF8LA2A B65/HW (2 台) ・HP Probook 450 G7 (1 台)
堺区自治推進課	・LIFEBOOK FMVA30C3B4 (1 台) ・Microsoft Surface Pro7 PVQ-00014 (1 台)
中区自治推進課	・Microsoft Surface Pro7 PVQ-00014 (1 台)
東区自治推進課	・マウスコンピューター MX4BR5200202 (1 台) ・Microsoft Surface Pro7 PVQ-00014 (1 台)
西区自治推進課	・Microsoft Surface Pro7 PVQ-00014 (1 台)
南区自治推進課	・Microsoft Surface Pro FJT-00031(1 台)
北区自治推進課	・LIFEBOOK AH42/Y FMVA42YB (1 台) ・Microsoft Surface Pro7 PVQ-00014 (1 台)
美原区自治推進課	・Microsoft Surface Pro FJT-00031 (1 台) ・Microsoft Surface Pro7 PVQ-00014 (1 台)

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて引渡期限の延長等の措置をとるものとする。

(仕様書別冊)

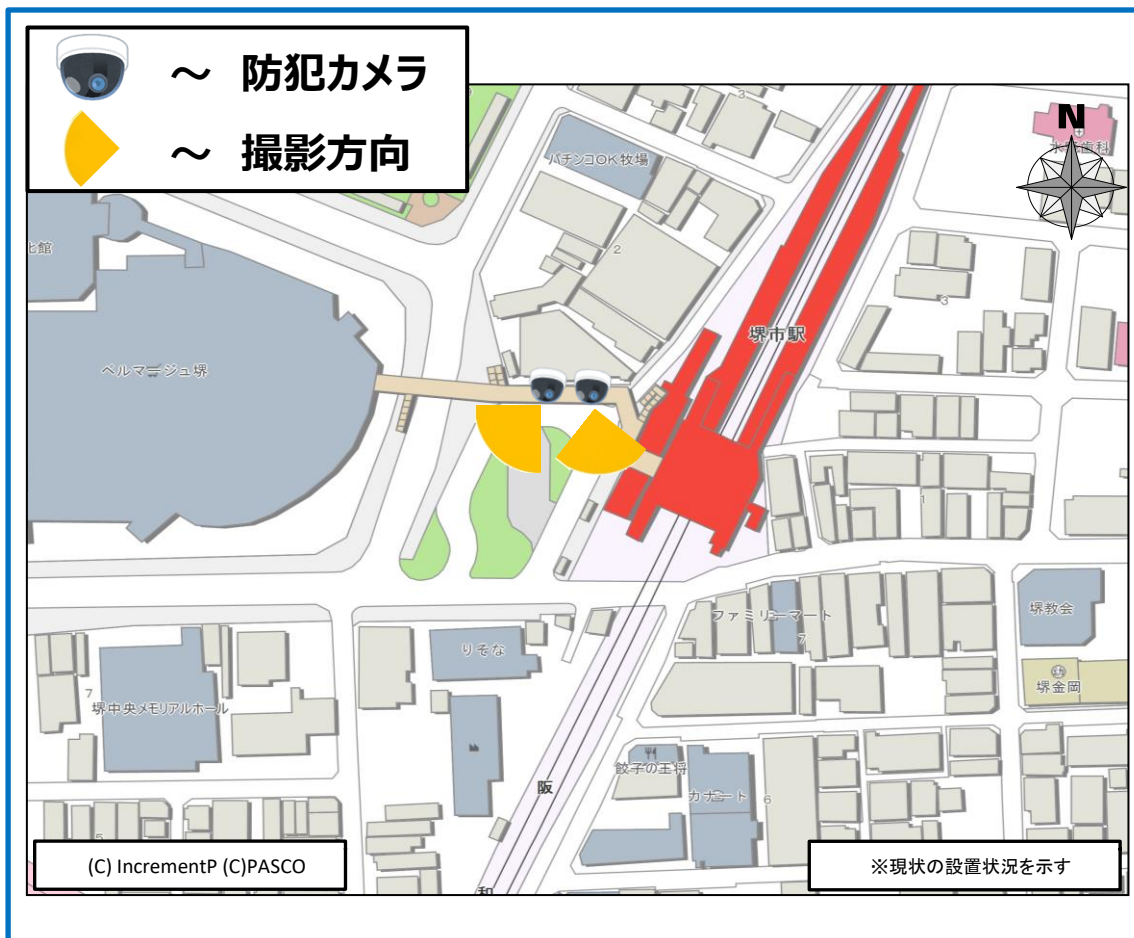
堺市公設防犯カメラ機器賃貸借(リース)仕様書

機器設置・納入設置場所一覧表

堺市

設置機器・設置場所一覧表

No.	区	住所	建物等	カメラ 種別	台数	設置箇所	備考
1	堺区	東雲西町1丁	堺市駅前自転車等駐車場	1方向	2	建物柱側面	
2	北区	東浅香山町4丁	北花田駅前高架下北自転車等駐車場	2方向	1	単独柱	
3	北区	東浅香山町4丁	北花田駅前高架下南自転車等駐車場	2方向	1	単独柱	
4	北区	長曽根町183-5	堺市産業振興センター	2方向	1	照明柱	
5	北区	百舌鳥梅北町1丁39-2	堺市上下水道局本庁舎（正門・施設西側）	2方向	1	単独柱	
6	北区	百舌鳥梅北町1丁39-2	堺市上下水道局本庁舎（勝手口・施設南側）	2方向	1	引込柱	
7	西区	鳳西町1丁・鳳南町3丁	野代地下道（東側）	1方向	1	アンダーパス壁面	
8	西区	鳳西町1丁・鳳南町3丁	野代地下道（西側）	1方向	1	アンダーパス天井柱	
9	西区	西区上444-1付近	株式会社ライフコーポレーション福泉店前	2方向	1	電柱	現設置箇所から変更あり
10	西区	西区上361-1	上鷄鳴会館	2方向	1	単独柱	
11	西区	西区津久野町1丁110	津久野駅前東第1自転車駐車場	1方向	1	建物壁面	
12	中区	中区深井水池町3214	堺市立東深井小学校	2方向	1	引込柱	
13	中区	中区深井東町349-2	深井東町会館	2方向	1	単独柱	
14	中区	中区福田544番地付近	紀陽銀行泉ヶ丘支店前	2方向	1	信号柱	現設置箇所から変更あり
15	東区	東区大美野21付近	大美野幼稚園前	2方向	1	照明柱	現設置箇所から変更あり
16	東区	東区丈六224番地	堺市立登美丘東小学校	2方向	1	単独柱	
17	東区	東区南野田	西除川栄橋付近	2方向	1	電柱	現設置箇所から変更あり
18	東区	東区白鷺町2丁8-1	堺市立白鷺小学校	2方向	1	引込柱	
19	東区	東区大饗117-1	堺市立八上小学校	2方向	1	単独柱	



- ・ 自転車等駐車場の柱側面に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 1方向カメラ2台

設置場所外観



- ・ 自転車等駐車場の柱側面

【No.1（堺区）】 堺区東雲西町1丁 堺市駅前自転車等駐車場



- ・ 敷地内の単独柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台

- ・ 駐輪場内 単独柱

【No.2（北区）】 北区東浅香山町4丁 北花田駅前高架下北自転車等駐車場



- ・ 敷地内の単独柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台



- ・ 駐輪場内 単独柱

【No.3（北区）】 北区東浅香山町4丁 北花田駅前高架下南自転車等駐車場



- ・ 敷地内の照明柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ1台 → 2方向カメラ1台



- ・ センター敷地内 照明柱

【No.4（北区）】 北区長曽根町183-5 堺市産業振興センター



- ・ 敷地内の単独柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台



- ・ 敷地内 単独柱

【No.5（北区）】 北区百舌鳥梅北町1丁39-2 堺市上下水道局本庁舎（正門・施設西側）



- ・ 敷地内の引込柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台



- ・ 敷地内 引込柱

【No.6（北区）】 北区百舌鳥梅北町1丁39-2 堺市上下水道局本庁舎（勝手口・施設南側）



- ・ アンダーパスの壁面に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ1台 → 1方向カメラ1台

- ・ アンダーパス 壁面

【No.7（西区）】 西区鳳西町1丁・鳳南町3丁 野代地下道（東側）

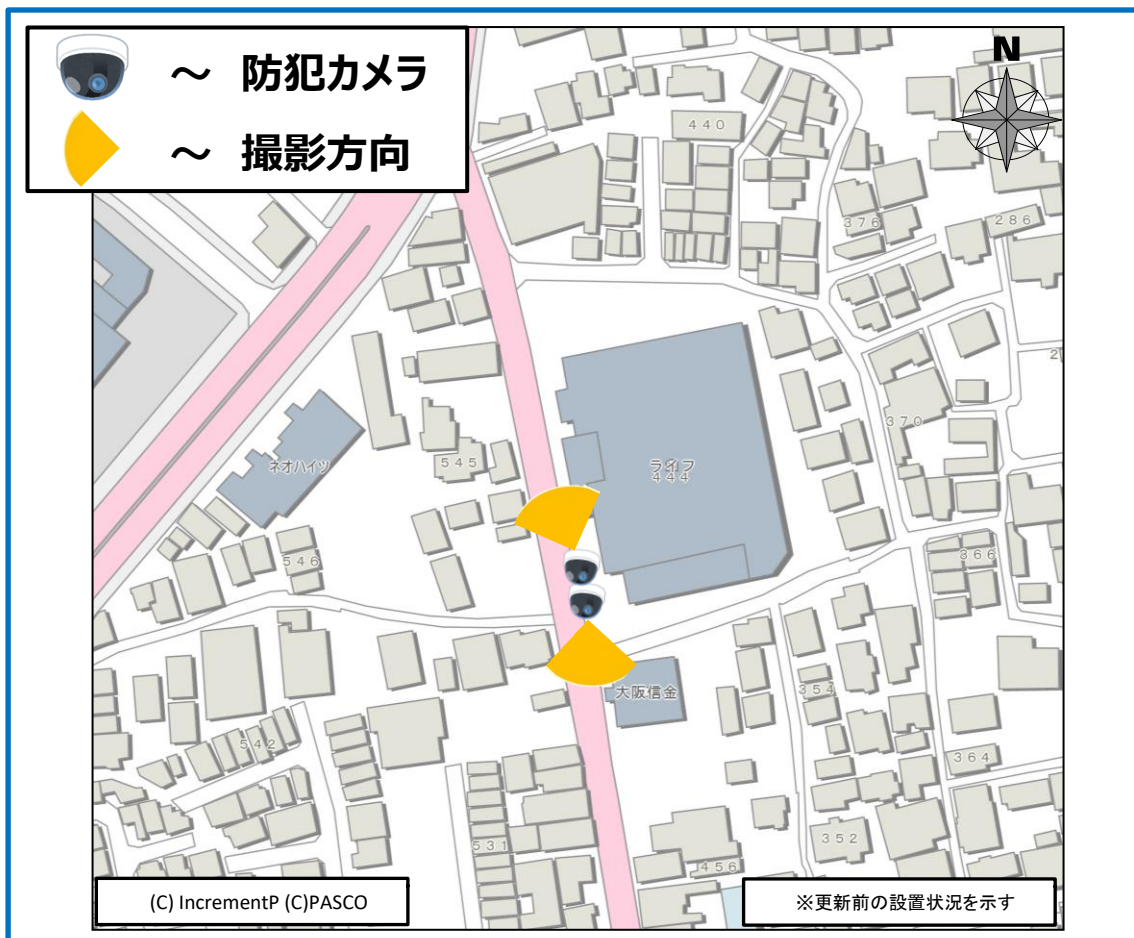


- ・ アンダーパスの天井柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ1台 → 1方向カメラ1台



- ・ アンダーパス 天井柱

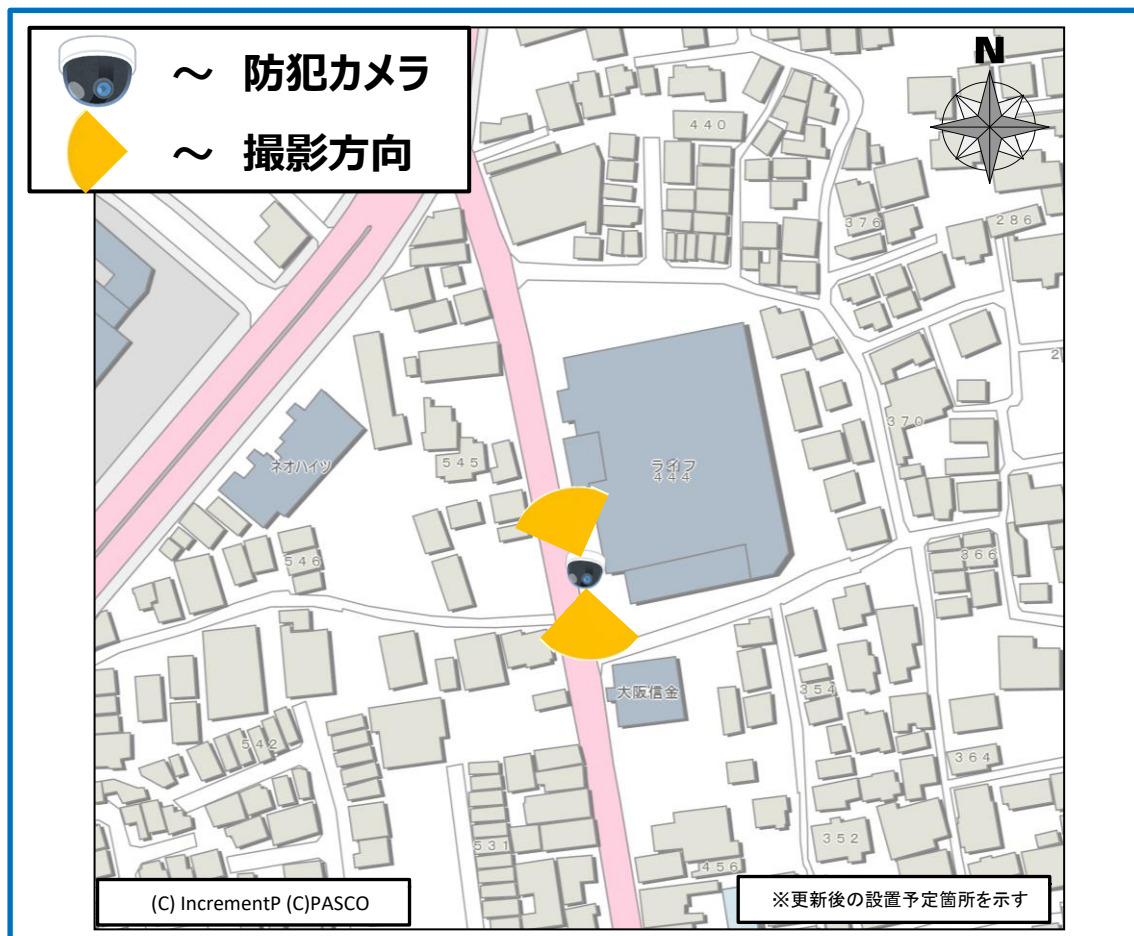
【No.8（西区）】 西区鳳西町1丁・鳳南町3丁 野代地下道（西側）



- ・ 敷地内の看板柱に設置 → 歩道上の電柱へ設置箇所変更
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台

- ・ 【更新前】看板柱
- ・ 【更新後】電柱

【No.9（西区）】 西区上444-1付近（更新前）

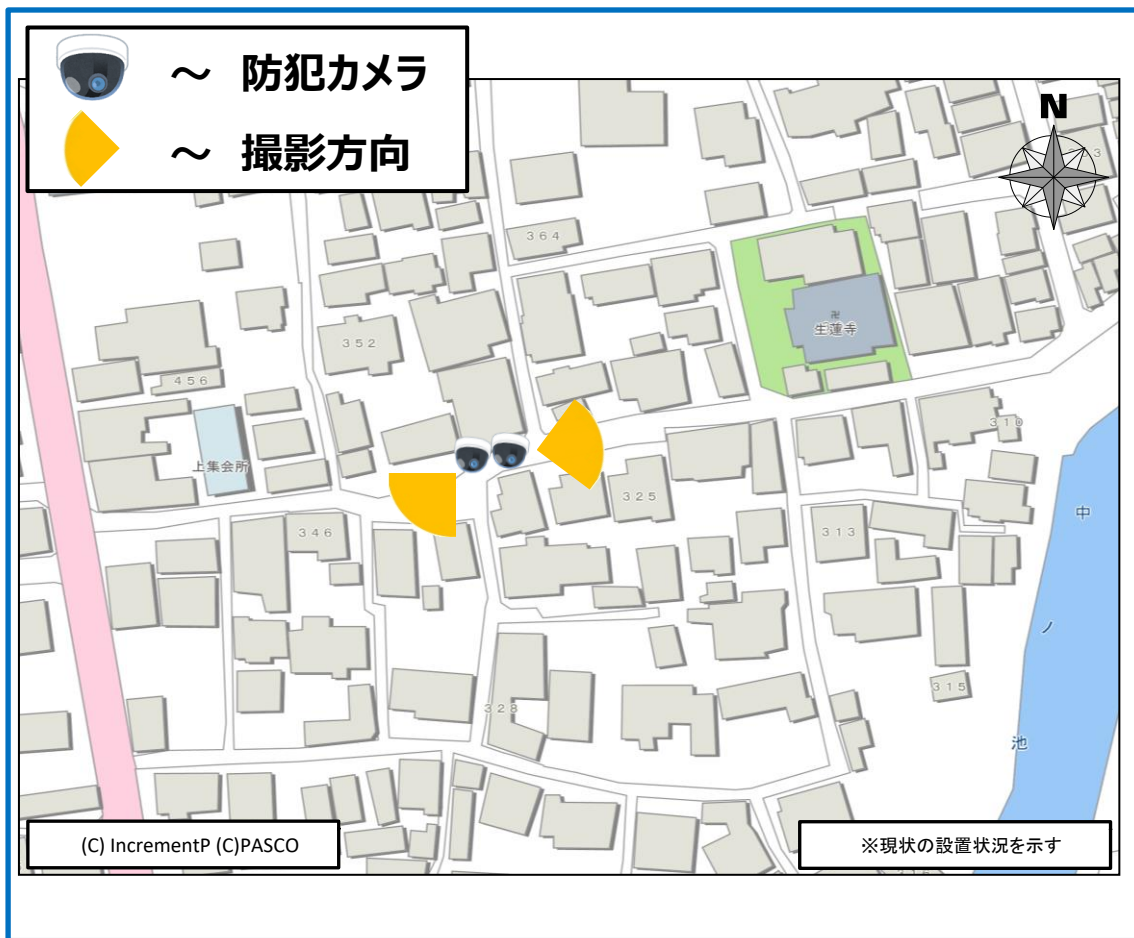


- ・ 敷地内の看板柱に設置 → 歩道上の電柱へ設置箇所変更
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台



- ・ 【更新前】敷地内 引込柱
- ・ 【更新後】電柱 チョウショウジ13

【No.9（西区）】 西区上444-1付近（更新後）

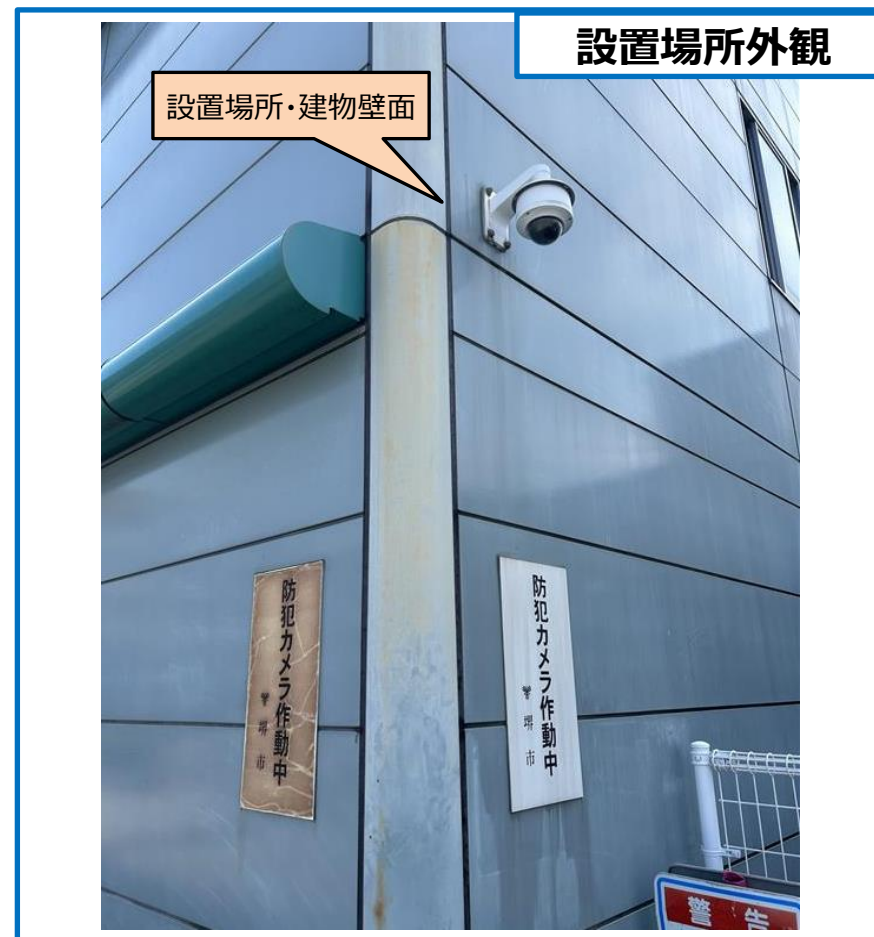
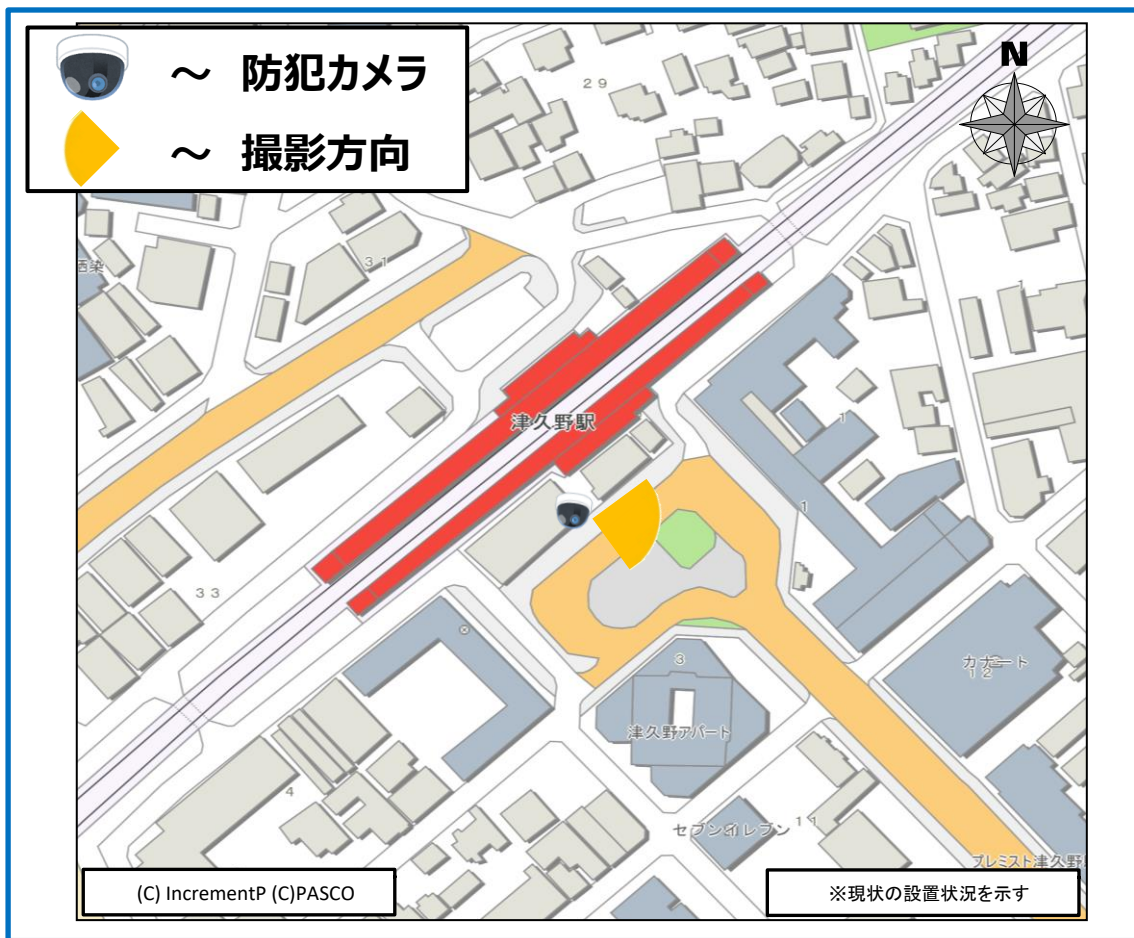


- ・ 敷地内の単独柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台



- ・ 敷地内 単独柱

【No.10（西区）】 西区上361-1 上鶏鳴会館



- ・ 自転車駐車場の建物壁面に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ1台 → 2方向カメラ1台

- ・ 【現状】自転車駐車場 建物壁面

【No.11（西区）】 西区津久野町1丁目110 津久野駅前東第1自転車駐車場



- ・ 小学校敷地内の引込柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台



- ・ 小学校敷地内 引込柱

【No.12（中区）】 中区深井水池町3 2 1 4 堺市立東深井小学校

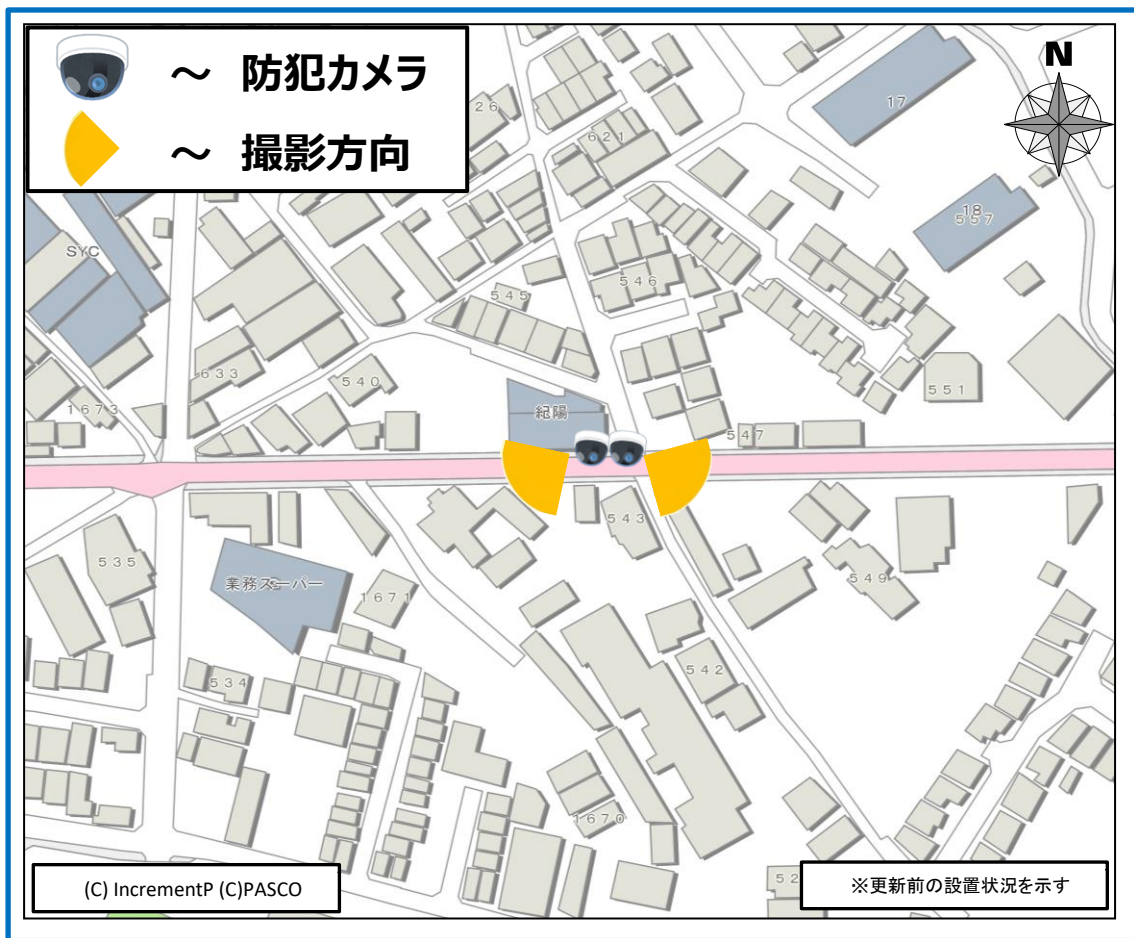


- ・ 敷地内の単独柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ1台 → 2方向カメラ1台



- ・ 敷地内 単独柱

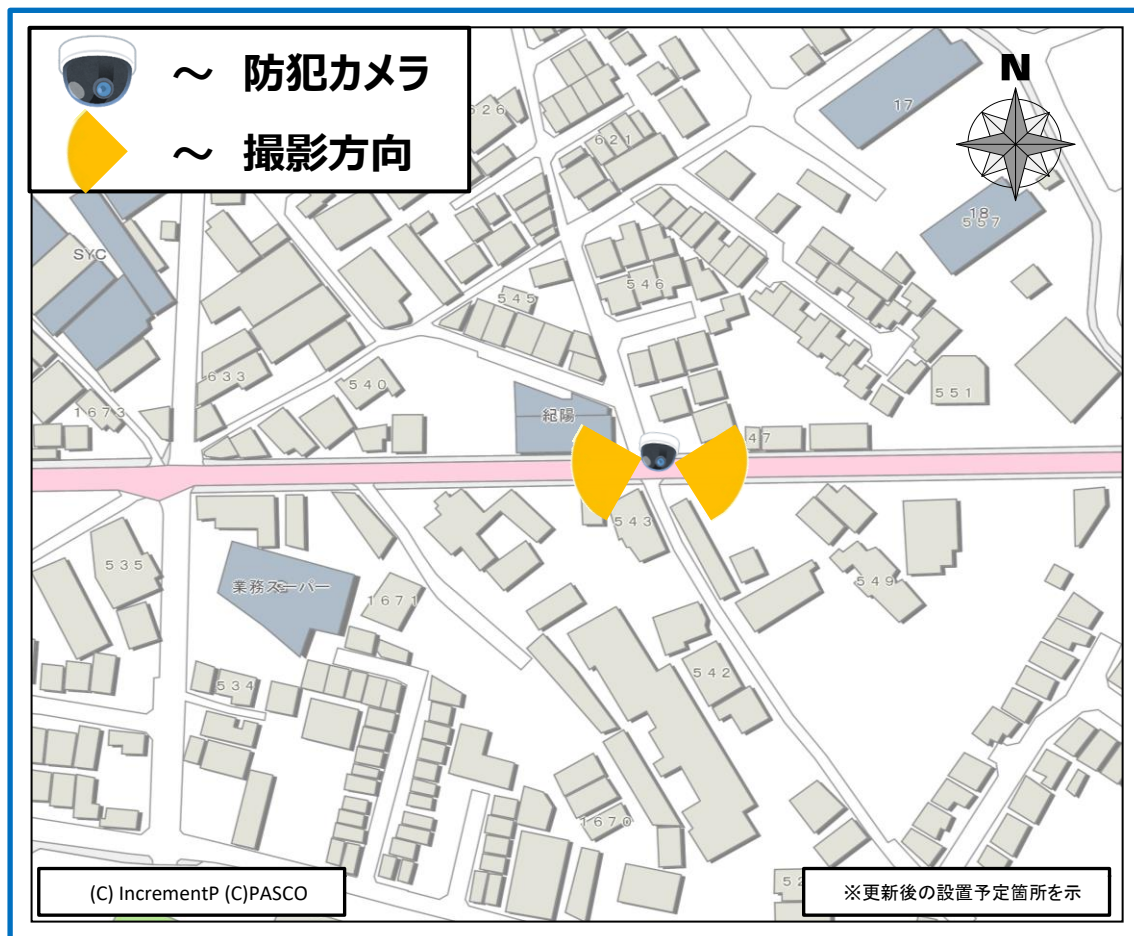
【No.13（中区）】 中区深井東町349-2 深井東町会館



- ・ 銀行の建物壁面に設置 → 道路上の信号柱へ設置箇所変更
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台

- ・ 【更新前】銀行 建物壁面
- ・ 【更新後】信号柱

【No.14 (中区)】 中区福田544番地付近 (更新前)

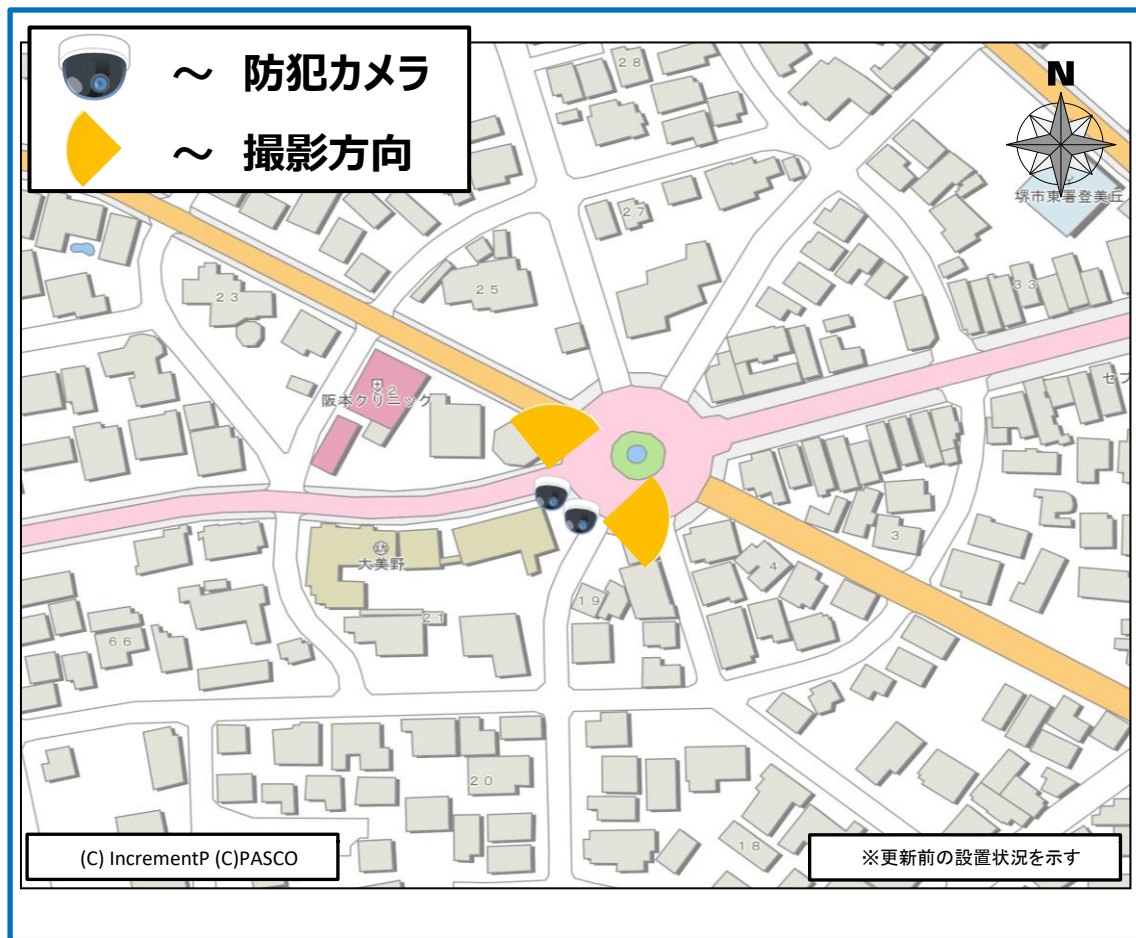


- ・ 銀行の建物壁面に設置 → 道路上の信号柱へ設置箇所変更
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台



- ・ 【更新前】銀行 建物壁面
- ・ 【更新後】信号柱

【No.14（中区）】 中区福田544番地付近（更新後）



- ・ 幼稚園敷地内の引込柱に設置 → 歩道上の照明柱へ設置箇所変更
- ・ 【更新】1方向カメラ1台 → 2方向カメラ1台

- ・ 【更新前】敷地内 引込柱
- ・ 【更新後】照明柱

【No.15（東区）】 東区大美野2 1 付近（更新前）



- ・ 幼稚園敷地内の引込柱に設置 → 歩道上の照明柱へ設置箇所変更
- ・ 【更新】1方向カメラ1台 → 2方向カメラ1台

- ・ 【更新前】敷地内 引込柱
- ・ 【更新後】照明柱

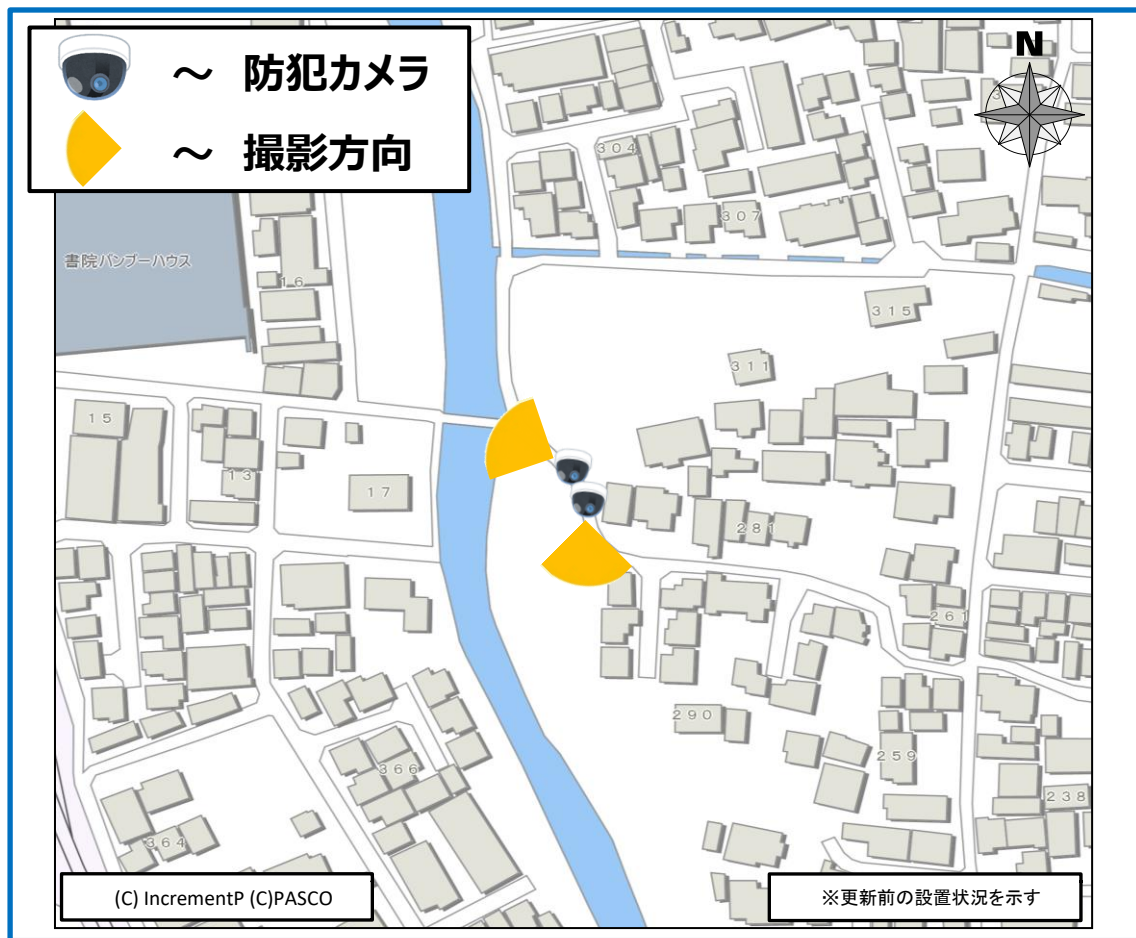
【No.15（東区）】 東区大美野2 1 付近（更新後）



- ・ 小学校敷地内の単独柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台

- 小学校敷地内 単独柱

【No.16（東区）】 東区丈六224番地 堺市立登美丘東小学校



- ・ 引込柱に設置 → 電柱(NTT柱)へ設置箇所変更
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台

- ・ 【更新前】引込柱
- ・ 【更新後】電柱(NTT柱)

【No.17 (東区)】 東区南野田 西除川栄橋付近 (更新前)



- ・ 引込柱に設置 → 電柱(NTT柱)へ設置箇所変更
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台

- ・ 【更新前】引込柱
- ・ 【更新後】電柱(NTT柱)

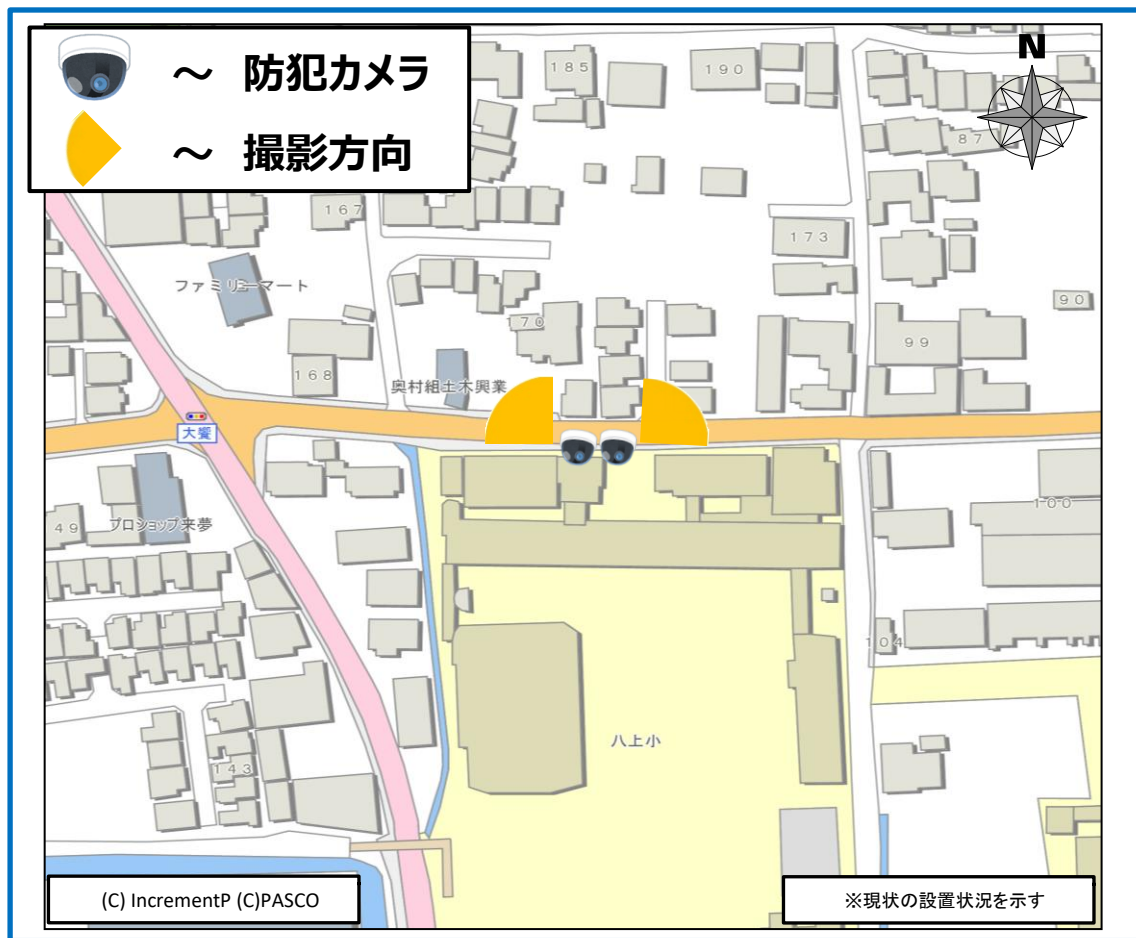
【No.17 (東区)】 東区南野田 西除川栄橋付近 (更新後)



- ・ 敷地内の引込柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台

- ・ 敷地内 引込柱

【No.18 (東区)】 東区白鷺町2丁8-1 堺市立白鷺小学校



- ・ 敷地内の単独柱に設置
- ・ 【更新】1方向カメラ2台 → 2方向カメラ1台

- ・ 敷地内 単独柱

【No.19（東区）】 東区大饗1 1 7－1 堺市立八上小学校